

# なとりのすいどう

〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田80 名取市水道事業所水道総務係 電話 022-724-7136

令和6年3月号

名取市ホームページ <https://www.city.natori.miyagi.jp> 水道事業所X(旧Twitter) @natori\_suidou

## スマート水道メーター化に伴う検針票の変更について

水道事業所では、令和4年度から無線通信によりご使用水量などを自動で検針できるスマート水道メーター化を進めており、令和12年度までに市内全戸への設置を目標としております。スマート水道メーターの設置が完了したお宅や事業所は令和6年4月検針分から、「上下水道ご使用料等のお知らせ」（検針票）がポスト投函から郵送（はがき）に変わります。

郵便はがき

名取支店  
料金後納  
郵便

981-1224  
名取市増田字柳田80

名取 太郎 様

名取市水道事業所からのお知らせ  
12345-02  
12345  
令和6年5月1日  
〒981-1292 名取市増田字柳田80番地  
(名取市役所2階)  
名取市水道事業所 料金係  
TEL. 022-724-7137

ここからゆっくりとはがしてご覧ください

上下水道ご使用量等のお知らせ  
(この用紙で、料金の支払いはできません。)

給水装置設置場所  
名取市増田字柳田80

使用人名  
名取 太郎 様

お客様番号	口径	検針番号
12345-02	20 mm	A1111-00

ご使用期間 3月10日 ~ 4月10日

今回のご使用量は、次のとおりです。

ご使用水量(①+②+③)	30 m <sup>3</sup>
①今回指針	180
②前回指針	150
③メーター交換等の水量	0 m <sup>3</sup>
昨年同時期のご使用水量	29 m <sup>3</sup>

今回の料金は、次のとおりです。

項目	金額
水道料金 (消費税率)(内消費税相当額)	7,150円 (650)
下水道等使用料 (消費税率)(内消費税相当額)	5,170円 (470)
令和6年5月分	12,320円
ご請求予定金額	12,320円
振替予定日	令和6年5月28日

口径変更や下水道新設、漏水の場合はこの料金と異なります。

【はがきのイメージ】

<口座振替ご利用のお客様へ>

振替日	3月28日	3月分
ご使用水量		28 m <sup>3</sup>
水道料金 (消費税率)(内消費税相当額)		6,622円 (602)
下水道等使用料 (消費税率)(内消費税相当額)		4,796円 (436)
合計料金		11,418円

上記の金額をお客様のご指定の口座より振替させていただきます。

お知らせ  
お支払いは便利な口座振替を!

項目	事業者名	連絡請求書発行事業者登録番号
水道	名取市水道事業会計	T6800020001619
下水道	名取市下水道事業等会計	T7800020001601

## 引越し等に伴う水道の使用開始・中止、名義変更の手続きについて

3月、4月は就職や転勤などお引越しされる方も多い時期です。お引越しの際には、水道の使用開始や中止の手続きも必要ですので、お忘れのないようご注意ください。また、単身赴任などで水道のご契約者を変更する場合には名義変更の届出が必要となります。

### 水道の使用開始・中止の手続きについて

- ・みやぎ電子申請サービス
- ・電話（料金係：022-724-7137）
- ・使用開始申込書・使用中止届出書の提出（郵送、FAX、窓口での受付）

### 水道使用者の名義変更の手続きについて

- ・みやぎ電子申請サービス
  - ・給水使用者名義変更届の提出（郵送、FAX、窓口での受付）
- ※書類のご記入が必要なため電話不可

※みやぎ電子申請サービスは、名取市ホームページにリンクが張っております。

※FAX、郵送の場合は、申込書を名取市ホームページからダウンロードしてお使いください。

- ※水道の使用開始・中止日の5日前（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）までにお手続きください。
- ※開栓・閉栓作業の時間指定はできませんので、ご了承ください（立会いは必要ありません）。
- ※水道の蛇口が開いている場合、開栓作業ができませんので、室内すべての蛇口を閉めた状態にしてください。
- ※敷地内の設備については、お客様自身の管理となりますので、万が一蛇口が開いている状態での開栓により漏水などが発生した場合は、お客様の責任となりますのでご注意ください。
- ※名義変更は、手続きが完了した翌月請求分から反映されます。